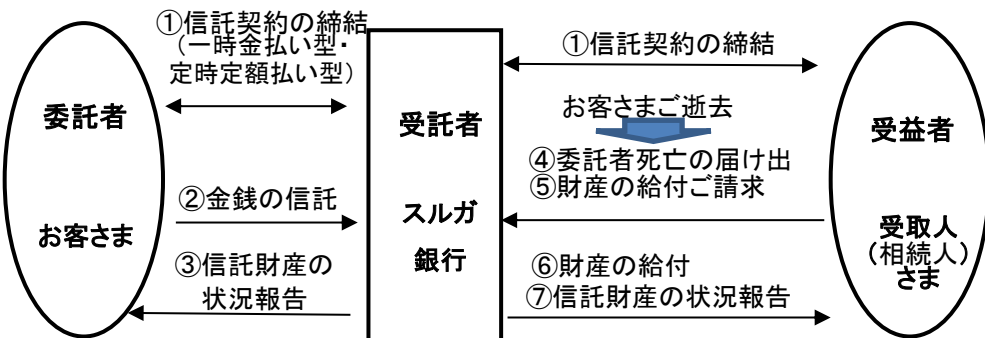


1. 商品名	・遺言代用信託
2. ご利用いただける方	・個人のみ
3. お客さま (委託者)	<p>・本信託の受取人さま(受益者。以下、「受取人さま」という。)を推定相続人のなかからご指定いただける方</p> <p>※お申込みにあたり、お客さまは本契約額が受取人さま以外の相続人の方の遺留分を侵害しない範囲となるよう十分ご考慮のうえ金額をお決めください。</p>
4. 受取人さま (受益者)	<p>・お申込された時点で国内居住し、お客さまの推定相続人にあたる方 ただし申込時点で未成年の方、後見人等代理人を必要とする方を除きます。</p> <p>※お客さまは原則として受取人さまの変更ができません。受取人さまを変更する場合は、ご契約をいったん解約いただき、改めてご契約をお申込みいただけます。</p>
5. 信託の目的	<p>・お客さまが信託した財産を当社が管理し、相続発生後、あらかじめ法定相続人の中からご指定いただいた特定の受取人さまへ、ご指定いただいた方法により、財産を給付します。</p>
6. 信託の仕組み	<p>【スキーム図】</p>  <p>遺言代用信託は、お客さま(委託者)に相続が発生した場合に、あらかじめお客さまが希望した方法により、受取人さまが信託財産を取得するものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一時金払い型 お客さまがあらかじめ指定した一時金を受取人さまが受取る方法 定時定額払い型 お客さまがあらかじめ指定した金額を定時定額で受取人さまが受取る方法 併用型 上記1. と2. を併用して受取る方法
7. 信託期間 (1)信託契約期間 (2)信託期間満了日 (3)期間延長	<p>・信託契約日から信託期間満了日まで</p> <p>・5年以上30年以内(年単位)でお客さまにご指定いただけます。</p> <p>・信託期間満了日前に信託終了の事由(信託財産の交付が完了した場合など)が生じた場合、信託は終了します。このとき信託した資金とその利息等残高があるときは、信託財産から振込手数料(電信扱い)差引後の残金について、お客さままたは受取人さまが指定する普通預金口座へ返金を行います。</p> <p>・「定時定額払い型」の信託期間満了日は、相続発生日時点で信託契約の残りの期間が5年未満である場合は、受取人さまの選択により、相続発生日から5年後の応当日まで延長することが可能です。</p> <p>・信託期間満了日まで2年に満たない期間に追加信託があった場合、お客さままたは受取人さまの選択により、信託期間満了日は、追加信託契約日の2年後の応当日まで延長する</p>

遺言代用信託 商品概要説明書

(2020年10月1日現在適用中)

<p>(4)申出による期間 延長</p> <p>(5)自動継続扱い</p>	<p>ことが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則不可とします。 <p>・ありません</p>
<p>8. お申込み・契約に 必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまおよび受取人さまの本人確認書類(健康保険証、運転免許証等) ・お客さまの届出印鑑、信託するご資金
<p>9. 信託報酬</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・信託契約締結(新規、追加)時 取扱報酬として、信託財産拠出額とは別に信託財産額の2.2%(税込)をお支払いいただきます。 ・その他管理報酬、運用報酬、信託財産払出時の事務手数料等は無料です。
<p>10. 信託の設定</p> <p>(1)信託設定方法</p> <p>(2)信託金額 (新規・追加)</p> <p>(3)追加信託</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約による信託設定 ・200万円以上1円単位 ※ただし信託金額を追加する場合は1万円以上1円単位で可 なお他の相続人の遺留分を侵害しないことが前提となりますので、お客さまへ信託設定 金額についてご相談をさせていただきます。 ・当社が認める場合は信託金額を追加することができます。
<p>11. 信託財産の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・拠出いただいた信託財産は、受託者であるスルガ銀行名義の預金口座に預け入れいただ く方法によって管理します。当該預金口座において生じる利息については本信託の収益 とし、本信託財産に組み入れられます。
<p>12. 財産の給付方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・信託申込時に、お客さま(必要に応じ受取人さまに確認および了解を得ていただきます) は将来の(1)受取方法(①一時金払い型、②定時定額払い型、または③①および ②の併用)、(2)信託財産の給付指定口座(当社普通預金)、(3)(定時定額型の場合の) 1回あたり給付金額についてご指定をいただきます。 ・ただし上記(1)、(2)、(3)はお客さまご相続発生後に受取人さまによる変更が可能です。
<p>13. 財産給付請求</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまに相続が開始した場合、お客さまよりあらかじめご指定いただいた受取人さまから の請求により財産を給付します。 ・受取人さまが、当社の「委託者死亡の届け出ならびに信託財産給付依頼書」に必要事項を ご記載いただき、以下の①～④の書類をご持参のうえ、お取引店の窓口へご提出ください。 ①お客さまのご逝去を確認できる書類(死亡診断書、除籍謄本等) ②受取人さまの本人確認書類(運転免許証、保険証など)および個人番号を確認できる書類 ③受取人さま名義の当社普通預金通帳および届出印 ④受取人さまの実印および印鑑証明書 1. 一時金払い : 信託財産は、お客さまご逝去の届け出・財産給付請求手続き完了日の 翌々営業日のお振込みとなります。 2. 定時定額払い : 信託財産は、上記お客さまご逝去のお届け・支払請求手続き完了日の 翌々月15日(銀行休業日の場合は前営業日)から受取開始となり、 以降毎月15日にお振込みとなります。 3. 一時金払い、定時定額払い併用 : <ul style="list-style-type: none"> ①一時金払い部分 : 信託財産は、お客さまご逝去の届け出・財産給付 請求手続き完了日の翌々営業日のお振込みとなります。 ②定時定額払い部分 : 信託財産は、上記お客さまご逝去の届け出・支払 請求手続き完了日の翌々月の指定日から受取開始となります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、当社にお届けいただいている内容(ご住所、お名前等)と現状が異なる場合は、別途本人確認書類をご提出いただく等のお手続が必要となります。
14. 信託の計算期間	<ul style="list-style-type: none"> ・信託財産の計算期日は毎年11月15日(銀行休業日の場合、翌営業日)とし、前回計算期日の翌日から当該計算期日までの期間を計算期間とします。
15. 財産の状況報告	<ul style="list-style-type: none"> ・当該計算対象期間における信託財産の状況について、年1回「遺言代用信託財産状況報告書」を作成し、お客さまの相続発生まではお客さまに対して、お客さまの相続発生後は受取人さまに対して郵送によりご報告をさせていただきます。
16. 中途解約	<ul style="list-style-type: none"> ・本契約は、お客さまにより解約することはできません。ただしお客さまにやむを得ない事情があると当社が認める場合に限り本信託の全部または一部の中途解約をすることができます。 ・中途解約(全部解約または一部解約)に手数料は不要です。
17. 信託の終了事由	<ul style="list-style-type: none"> ・信託期間の満了 ・受取人さまが受益権を放棄した場合、または受益権を取得後に死亡した場合 ・お客さまの相続開始前に受取人さまが死亡した場合 ・本信託の全部が中途解約された場合 ・信託財産の交付が完了した場合 ・反社会的勢力であることが判明した場合
18. 預金保険	<ul style="list-style-type: none"> ・本信託は、預金保険制度の対象外です。
19. 当社が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人信託協会 連絡先 信託相談所 電話番号 0120-817335 または 03-6206-3988
20. ご留意点等	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は、受益権の譲渡および担保提供することはできません。 ・受取人さまが本信託の受益者として受取る資金は相続税の課税対象となり、本商品を利用されることによる税制上のメリットはございません。 ・お客さまご生存中に信託財産の払出しは原則としてできません。 ・お客さまは本信託を複数契約することが可能です。ただし受取人さまの設定は本信託1契約につき1人とします。 ・本商品のご利用は、本信託のご契約が他の相続人の遺留分を侵害しないことが前提となります。お申込みにあたって、遺留分侵害の有無について、あらかじめご確認をいただきます。 ・将来受取人さまが遺留分侵害額請求を受けた場合、相続人間での問題が解決するまで本信託財産の払出しを中止します。 ・本人確認書類が健康保険証の場合は、記号・番号・保険者番号を黒塗りしたコピーをいただきます。 <p>※本信託における法務上・税務上の取扱いについては、弁護士・税理士等専門家にご相談ください。</p>